

11. 多数当事者の債権・債務

Date

/

Date

/

Date

/



A、B、C、Dの4者間の法律関係に関する次のア～オの記述のうち、民法の規定に照らし、妥当でないものの組合せはどれか。

- ア A、B、Cが共有する建物をDに6,000万円で売却した場合、Aは、単独で、Dに対して代金6,000万円の支払を請求することができる。
- イ A、B、Cが共有する自動車をDに売却した場合、Dは、A1人に対して自動車の引渡しを請求することができる。
- ウ A、B、CがDに対し6,000万円の連帯債務を負担しており、CがDに対して2,000万円の債権を有する場合、Aは、Cの負担部分である2,000万円の限度において、債務の履行を拒むことができる。なお、A、B、Cの負担部分は平等とする。
- エ A、B、CがDに対し6,000万円の連帯債務を負担している場合、AがDに対して債務の承認をすると、D及びBが別段の意思を表示したときでなくても、DがBに対して有する債権の消滅時効の更新の効力が生じる。
- オ A、B、CがDに対し6,000万円の連帯債務を負担している場合、DがAに対して裁判上の履行の請求をしても、D及びCが別段の意思を表示したときでなければ、DがCに対して有する債権の消滅時効の完成猶予及び更新の効力は生じない。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・エ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・オ
- 5 エ・オ

正解

2

11. 多数当事者の債権・債務「連帯債務等」

ア 妥当でない

A、B、CがDに対して有する代金債権は、可分なものであるから、分割債権である。そして、分割債権の債権者は、原則としてそれぞれ等しい割合で権利を有する（民法427条）。したがって、A、B、Cは、Dに対して、各2,000万円ずつを請求することができるのであって、6,000万円の支払を請求できるわけではない。

イ 妥当である

A、B、CがDに対して負う債務は、性質上不可分であるから、不可分債務である。そして、債権者は不可分債務者の1人に対して、全部の履行を請求することができる（民法430条・436条）。したがって、Dは、A1人に対して自動車の引渡しを請求することができる。

ウ 妥当である

連帯債務者の1人が債権者に対して債権を有する場合において、その債権を有する連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担部分の限度において、他の連帯債務者は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる（民法439条2項）。本記述では、A、B、Cの負担部分は平等であるとされている。したがって、Aは、CがDに対して有する当該債権をもって、Cの負担部分である2,000万円の限度において、債権者Dに対して、債務の履行を拒むことができる。

エ 妥当でない

時効は、権利の承認があったときは、その時から新たにその進行を始める（時効の更新 民法152条1項）。もっとも、同法438条、439条1項及び440条に規定する場合を除き、連帯債務者の1人について生じた事由は、他の連帯債務者に対してその効力を生じない（相対的効力の原則 同法441条本文）。ただし、債権者及び他の連帯債務者の1人が別段の意思表示したときは、当該他の連帯債務者に対する効力は、その意思に従う（同条ただし書）。

債務の承認は、同法438条、439条1項及び440条に規定されていないので、他の連帯債務者に対しては、債権者及び他の連帯債務者の1人が別段の意思を表示したときでなければ、その効力は生じない。したがって、D及びBが別段の意思を表示したときでなければ、DがBに対して有する債権の消滅時効の更新の効力は生じない。

オ 妥当である

裁判上の履行の請求により時効の完成が猶予される（民法147条1項1号）。もっとも、同法438条、439条1項及び440条に規定する場合を除き、連帯債務者の1人について生じた事由は、他の連帯債務者に対してその効力を生じない（相対的効力の原則 同法441条本文）。ただし、債権者及び他の連帯債務者の1人が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債務者に対する効力は、その意思に従う（同条ただし書）。裁判上の履行の請求は、同法438条、439条1項及び440条に規定されていないので、他の連帯債務者に対しては、債権者及び他の連帯債務者の1人が別段の意思を表示したときでなければ、その効力は生じない。したがって、DがAに対して裁判上履行の請求をしても、D及びCが別段の意思を表示したときでなければ、DがCに対して有する債権の消滅時効の完成猶予及び更新の効力は生じない。

以上により、妥当でないものの組合せは肢2であり、正解は2となる。